

第 91 回関西実験動物研究会  
実験動物と特許：出願から事業化まで

2. 実験動物に関する特許出願は、どうあるべきか？

寺西 豊（京都大学大学院医学研究科社会健康医学系専攻知的財産経営学）

国立大学が法人化されて、約 2 年半が経過した。研究成果の大学帰属が原則となり、大学では、発明を特許出願することが奨励されている。

社会では「知的創造立国」をスローガンに、知的財産を創造・管理・活用するための、種々の政策が立案され、実施に移されている。

このような状況で、平成 17 年度における全国大学の特許出願数は、約 4000 件を超える数に至っている。

この数字はどのような事を意味しているのか？を説明し、大学における研究成果の特許出願はどうあるべきかを、日頃京都大学医学領域の発明評価委員会の運営を担当している経験を踏まえて、個人的な立場から話を進める。

特許法の規定で、自然現象の発見には特許は与えられない。では特許が与えられる発明とはなにか、逆に特許が与えられない発明とは何かを説明した上で、実験動物に関する研究分野において、その研究成果を特許化するためには、やや特殊な状況があると考えている（研究成果有体物としての管理等が活用に有効と考えられる）背景を説明し、実験動物の研究において見いだされた新しいミュータントや、遺伝子改変動物等の研究成果をその活用の観点から、特許出願をどのタイミングですべきか、すべきでないか、また研究成果有体物としての管理と活用のあり方等を議論してみたい。